

掛けて安心 心のゆとり……

商工会議所が勧める

1台につき  
月々1,000円

県共済の

## 自動車事故見舞金共済

中小企業者相互の助け合いによる画期的な見舞金制度

助け合いでつくる大きな安心・心のゆとり

## ■掛金と保障 (掛金は口座自動引き落とし)

共済の種類	掛金	死亡事故共済金	後遺障害事故共済金	医療事故共済金	
				入院	通院(実通院)
200万コース	月々500円	200万円	8万円～ 200万円	1日につき 2,250円	1日につき 1,250円
400万コース	月々1,000円	400万円	16万円～ 400万円	1日につき 4,500円	1日につき 2,500円
一般の自家用自動車		事故の日から 180日以内に 死亡した場合 (1事故共済金限度)	事故の日から 180日以内に 後遺障害と なった場合	事故による傷害のため医師の治療 を受けた場合 (365日限度で、1日の支払い限度は200万 コースは9,000円、400万コースは18,000円)	

※200万コースは2台以上の契約から

## 任意保険とは全く別途に支払います。

- 被共済自動車の関係した人身事故で、加害事故、被害事故を問わず共済金が支払われます。
- 共済金は共済契約者(事業所・個人)に支払われますので、示談金、弁護士費用等、事故処理を円滑にするために必要な支出に充当することができます。

千葉市中央区千葉港4番2号

(千葉県中小企業指導情報センター内)

引受け共済 千葉県中小企業共済協同組合

TEL 043(247)2671(代)



## 特色

- この制度は、**組合員の所有管理する自家用自動車**によって人が死傷した場合に被る損失を、お互いの助け合いにより補い合うことを目的として、自賠償保険や任意自動車保険とは全く関係なく、定額のお見舞金を支払う画期的な制度です。

## 加入資格＝組合員

- 契約者（事業所・個人）は1口**100円（1台あたり）**の出資金で組合員になっていただきます。

## 加入できる車種＝被共済自動車・共済期間

- 一般の自家用自動車加入できます。ただし、**営業ナンバー車、レンタカー、バス、工作車**は、加入できません。（特種用途車は一部加入可）
- 共済期間は1年**とし、責任の始期は、共済掛金を払い込んだ日の午後5時とします。ただし、被共済自動車に入替、廃車等、変更がない場合は「**自動更新**」されます。

## ●共済金を支払わない場合

- ①事故の原因が、共済契約者または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
- ②事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
- ③事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
- ④無免許、酒酔いまたは覚せい剤等で正常な運転ができない状態で生じた事故。
- ⑤正当な理由なく事故発生後60日以内に事故通知がなかったとき。

館山市八幡821

**館山商工会議所**

TEL 0470(22)8330